○農林水産省告示第千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山形県米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字中根一九四四、一九四九の一、一九四九の二、一九六三の二、一九六三の五、一九六三の六、一九七三の三、一九七三の四、一九七三の六、一九七七の二、一九八四の三、字河原釜四五一二の一・四五一二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、宮ケ瀬字川弟四〇二、四四九の二、四五〇、四五三、字タケ四九二の七、字北原九五四の一（次の図に示す部分に限る。）、字吹風一五五四の一、一五五九の一、一五六〇、一五六一、一五六二の一、一五八二の一、一五八六の一、一六八八の一、一六八八の三、一六八八の四、一六八八の九から一六八八の一まで、一六八九の一（次の図に示す部分に限る。）、一六八九の四から一六八九の八まで、一六九〇の一から一六九〇の四まで、字猿島一七一四の一、一七一八の一、一七二五の二、一七二七、一七二九の二、一七三四の二、一七三七、一七四五の一、一七四九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町東河内字焼山二四六二の一一、字秋曽二三九三の一、二三九三の一四、二三九三の一六、字黒井二三九〇の一、二三九〇の一三、字瀧谷二三八八の一から二三九〇の三まで、二三八八の五から二三八八の七まで、字水無二三八六の一から二三八六の三まで、二三八六の五、字日城二五一二の一

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年五月二十六日付けで次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。） 二　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。） 三　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。） 四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。） 五　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。） 六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。） 七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。） 八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）	テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー ティリーシュトラーセ　2、90431　ニュルンベルク　ドイツ連邦共和国

（参考）

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハーの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（アムグラウエンシュタイン、51105　ケルン、ドイツ連邦共和国）

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（ティリーシュトラーセ2、90431　ニュルンベルク、ドイツ連邦共和国）

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（インダストリーシュトラーセ3、70565　シュトットガルト、ドイツ連邦共和国）